

### 〈記載例〉

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(注) ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分	組織活動費（大会費）	
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
会場借上費	十億	百万	千	円	2 2 0 0 0 0	○. 7. 7	株○○ホテル	△△市○○町3-3-3	
〃					2 1 0 0 0 0	○. 11. 7	〃	〃	
案内状印刷代					9 0 0 0 0 0	○. 6.15	○ ○ 印刷	○○市△△町1-1-1	
〃					6 0 0 0 0 0	○. 10.10	〃	〃	
弁当代					1 0 0 0 0 0	○. 7. 7	△ △ 食堂	△△市○○町××番地	
〃					9 0 0 0 0 0	○. 11. 7	〃	〃	
電話代					7 0 0 0 0 0	○. 7. 7	○ ○ 電話局	○○市××町○○番地	
〃					5 0 0 0 0 0	○. 11. 7	〃	〃	
この頁の小計					2 2 4 0 0 0 0		国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を一括して計上してください。		
その他の支出					8 9 9 0 0 0		それ以外の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。		
合計					3 1 3 9 0 0 0 0		同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。		

(注) • 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
• それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(注) ①国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
②それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(注) **・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。**  
**・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。**

この様式は政治活動費用です。

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	機関紙誌の発行事業費（給与）	
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
人件費	十億	百万	千	円	○○.○○○○	○○市△△町××番地	
人件費	7	0	0	0	○. 2.10	甲田四郎	
人件費	7	0	0	0	○. 4.11	"	
人件費	7	5	0	0	○. 6. 9	"	
人件費	8	0	0	0	○. 8.10	"	
人件費	7	0	0	0	○.10.10	"	
人件費	6	0	0	0	○.12. 9	"	
この頁の小計			4	2	5	0	0
その他の支出			4	1	0	0	0
合計			4	6	6	0	0

国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を一括して計上してください。

それ以外の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。

同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。

- (注)
  - ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
  - ・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	機関紙誌の発行事業費（印刷費）	
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷製本	十億	百万	千	円	○○.○○○○	○○印刷株	△△市○○町3-3-3
印刷製本	7	8	0	0	○. 4.21		
印刷製本	6	8	0	0	○.10.15	"	
この頁の小計			1	4	6	0	0
その他の支出			6	0	0	0	0
合計			2	0	6	0	0

国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を一括して計上してください。

それ以外の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。

同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。

- (注)
  - ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
  - ・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(注) ④国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
⑤それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

（注）・国議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

（注）・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(注) **・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。**  
**・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。**

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(注) ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(注) ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

（注）・国會議員関係政治団体は1件当たり10万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(注) **・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。**  
**・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。**

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(注) ①国議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
②それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(注) **・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。**  
**・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。**

この様式は政治活動費用です。

(その15)

（注）・国会議員関係政治団体は1件当たり10万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(注) **・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。**  
**・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。**

## 16. 様式（その16）について

- (1) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、13に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載してください。

(2) 「合計」欄の金額は、様式（その13）の「備考」欄の金額の合計と合致します。

### 〈記載例〉

(その16)

(注) ・「支出項目」欄は（その13）の「項目」により記載してください。  
・「合計」欄は（その13）の「備考」欄の金額の合計と合致します。

## 17. 様式（その17）について

12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。18において同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。18において同じ。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。18において同じ。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入してください。

「有」の場合は、様式（その18）の資産等の項目別内訳が必要です。

なお、この様式は政治団体の資産等の有無について記入するものであり、政治家個人の資産等の有無について記入する必要はありません。

### 〈記載例〉

（その17）

### 資産等の状況

#### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

## 18. 様式（その18）について

- (1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉としてください。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載してください。

ア 土 地	土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m <sup>2</sup> 」というように記載してください。
イ 建 物	建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100m <sup>2</sup> 」というように記載してください。
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号（地上権）」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m <sup>2</sup> 」というように記載してください。
エ 動 産	取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載してください。
オ 預金又は貯金	預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載してください。
カ 金 錢 信 託	金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載してください。
キ 有 価 証 券	金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように記載してください。
ク 出資による権利	出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載してください。
ケ 貸 付 金	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載してください。

コ 敷 金 支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載してください。

サ 施設の利用に関する権利

取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載してください。

シ 借 入 金 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載してください。

- (2) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日前に取得したものについて
- ・取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記してください。
  - ・取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記してください。
  - ・取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。
- (3) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。
- (4) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて
- ・取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記してください。
  - ・取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記してください。
  - ・取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。
- (5) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。

### 〈記載例〉

( そ の 18 )

## 2 資産等の項目別内訳

(注) **・資産等の内訳については（その 17）「資産等の項目別区分」ごとに分類したうえで記載し、それぞれ別葉としてください。**  
なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載してください。

## 19. 様式（その19）について

- (1) 資金管理団体で平成19年8月5日以前から所有する不動産がある場合、その利用現況を記載してください。12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有しない場合は、記載不要です。
- (2) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（アからウまでの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉としてください。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載してください。

- ア 土 地 土地については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載してください。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というよう、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100m<sup>2</sup>」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載してください。
- イ 建 物 建物については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載してください。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供してい

る場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100m<sup>2</sup>」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載してください。

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載してください。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100m<sup>2</sup>」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載してください。

- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあっては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載してください。
- (4) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載不要です。

### 〈記載例〉

( そ の 19 )

### 3 不動産の利用の現況

不動産を保有する資金管理団体は、この様式も提出すること。

(注) • 12月31日現在、資金管理団体として指定されている団体が対象になります。

- ・ (その17) の項目別区分ごとにそれぞれ別葉で作成してください。

## 20. 様式（その20）について

- (1) 「会計責任者の氏名」の欄に、会計責任者本人の署名又は記名押印がない場合、会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出が必要となります。（署名又は記名押印等が必要です。）
- (2) 「代表者の氏名」欄は、解散した場合にのみ記載してください。
- (3) 領収書等の写し等は別添としてください。
- (4) 日付は会計責任者が記名押印又は署名した年月日を記入してください。

国会議員関係政治団体は収支報告書を提出する際には、その支出に関し、あらかじめ、当該報告書ならびに当該報告書に係る会計帳簿、明細書および領収書などについて登録政治資金監査人による政治資金監査を受ける必要があります。この場合、その監査結果を記載した「3 政治資金監査報告書」を提出してください。

登録政治資金監査人とは、弁護士、公認会計士、税理士であって、政治資金適正化委員会の登録を受けた者をいい、さらに監査にあたっては当該委員会が行う研修を修了していることが必要です。

登録政治資金監査人の登録一覧は総務省のHPでご覧になれます。

### 〈記載例〉

（その20）

### 宣誓書

#### 添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

日付は会計責任者が記名押印又は署名した年月日を記入してください。  
※解散に伴う収支報告書の場合は解散した年月日を入れてください。

令和〇〇年〇月〇日

政治団体の名称 甲野太郎後援会

会計責任者の氏名 丙野三郎

→（代表者は、解散した年の収支報告書にのみ記載）

代表者の氏名

〔解散の場合にだけ代表者が署名又は記名押印等をしてください。〕

- （備考）
- 「会計責任者の氏名」の欄に、会計責任者本人の署名又は記名押印がない場合、会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出が必要となります。
  - 「代表者の氏名」欄は、解散した場合にのみ記載してください。（署名又は記名押印等が必要です。）
  - 国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書の添付が必要です。

## 21. 領収書等の写しについて

(1) 政治活動費にかかる1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計額）が国会議員関係政治団体は1万円を超える（1万1円以上）支出について、それ以外の政治団体は5万円以上の支出について領収書等の写しの添付が必要です。

また、人件費以外の経常経費についても、1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計額）が資金管理団体は5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体は1万円を超える（1万1円以上）支出について領収書等の写しの添付が必要です。

（国会議員関係政治団体について、領収書等の添付は1万円を超える支出についてですが、すべての支出について領収書等を徴する必要があります。）

(2) 添付していただく領収書等の写しは、複写機により複写したもの（いわゆるコピー）を添付してください。

(3) 領収書等の写しは、支出の項目ごとに分類し、収支報告書とは別冊とし、「○○○年分、領収書等の写し、○○後援会」等と三段に記載した表紙をつけて提出してください。

なお、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」は、領収書等の写しの最後に綴じてください。

(4) 金融機関への振込みによる支出に係るものについては、金融機関が作成した振込明細書に支出の目的が記載されている場合、当該振込明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることができます。（=領収書等と同様の扱い）

ただし、支出の目的が記載されていない場合は、後述する「振込明細書に係る支出目的書」を別に提出する必要があります。

なお、上記の支出については、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」への記載は不要です。

※領収書等のあて名は、「○○後援会」のように届出された政治団体名でなければなりません。

## 22. 政治資金監査報告書について

この報告書を提出する際には、国会議員関係政治団体にあっては政治資金監査報告書を提出してください。また、次の政治団体においても、政治資金監査報告書を提出してください。

① その年の途中で国会議員関係政治団体となり、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当する政治団体

② 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している政治団体

これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意してください。

なお、上記②に関して、その年に収入（前年からの繰越額はその年の収入には含まれない。）及び支出をともに計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はなく、政治資金監査報告書を提出する必要はありません。

### 23. 領収書等を徵し難かった支出の明細書について

### 領収書等を徵し難かった支出の明細書

(備考) 「会計責任者の氏名」の欄に、会計責任者本人の署名又は記名押印がない場合、会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出が必要となります。

(注) 「項目」欄には様式(その13)の「項目」により「組織活動費」のように分類してください。

政治団体の名称 甲 野 太 郎 後 援 会

会計責任者の氏名 丙野三郎

## 24. 振込明細書に係る支出目的書について

- (1) 「項目」欄には、様式（その13）の「項目」により、例えば「組織活動費」のように分類して記載してください。
  - (2) 「摘要」欄には、例えば「会場借上費」というように具体的に記載してください。
  - (3) 支出の目的ごとに別葉としてください。
  - (4) 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）と併せて提出してください。

## 振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘要
組織活動費	会場借上費

政治団体の名称 甲野太郎後援会

## 〈〈 提 出 先 一 覧 〉〉

政治資金規正法にかかる収支報告書及び諸届出については、下記の大分県選挙管理委員会及び各振興局（※所管区域にご留意ください。）において受付しています。

提 出 先	住 所	電話番号	所管区域
大分県選挙管理委員会 (総務部市町村振興課選挙班)	〒870-8501 大分市大手町3-1-1 (大分県庁舎 本館5階)	097-506-2412 (ダイヤルイン)	大分県内全域
大分県東部振興局 総務部	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎内)	0978-72-1212	別府市、杵築市 国東市、姫島村 日出町
大分県中部振興局 総務部	〒870-0021 大分市府内町3-10-1 (大分県庁舎別館)	097-506-5724 (ダイヤルイン)	大分市、臼杵市、 津久見市、由布市
大分県南部振興局 総務部	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎内)	0972-22-0390	佐伯市
大分県豊肥振興局 総務部	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総合庁舎内)	0974-63-1171	竹田市、豊後大野市
大分県西部振興局 総務部	〒877-0004 日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎内)	0973-23-2200	日田市、九重町 玖珠町
大分県北部振興局 総務部	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎内)	0978-32-1170	中津市、豊後高田市 宇佐市

## 諸届出一覧

〈参考資料〉

		設立又は指定届	届出事項の異動届	解散又は指定取消届	収支報告書
政 治 團 體	届出期限	組織の日又は政治団体となった日から7日以内 (法6①)	異動の日から7日以内 (法7)	解散(又は政治団体でなくなった)日から30日以内 (法17①)	毎年12月31日現在の収支報告書を原則として翌年3月31日まで(※2)(法12)
	届出方法	郵便によることなく直接文書を提出 (法6①)	郵便によることなく直接文書を提出 (法7)	文書を提出(※1)	文書を提出(※1)
	届出事項	団体の目的・名称・事務所の所在地・活動区域、代表者・会計責任者・会計責任者の職務代行者それぞれの氏名・住所・生年月日・選任年月日、支部の有無、租税特別措置法(41条の18)適用の有無	異動事項の新旧(団体の目的・名称・事務所の所在地・活動区域、代表者・会計責任者・会計責任者の職務代行者それぞれの氏名・住所・生年月日・選任年月日、支部の有無、課税上の優遇措置の適用団体である旨、規約・党則・綱領等の添付書類の記載事項)	団体の名称・事務所の所在地、代表者・会計責任者の氏名、解散年月日	当該年のすべての収入・支出の状況(収入・支出がない場合も必要)
	添付書類	・規約・党則・綱領等 ・政党の状況等に関する届、支部証明書(政党の支部のみ) ・租税特別措置法(41条の18)の適用をうける場合には「被推薦書」又は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」	設立届と同様  ※団体の名称、事務所の所在地及び活動区域が異動した場合は、支部証明書が必要(政党の支部のみ)	当該年の1月1日から解散日までの収支報告書(領収書等の写しを含む)	領収書等の写し
資 金 管 理 團 體	届出期限	指定から7日以内 (法19②)	異動の日から7日以内 (法19③)	指定取消から7日以内 (法19③)	
	届出方法	文書を提出(※1) (法19②)	文書を提出(※1) (法19③)	文書を提出(※1) (法19③)	
	届出事項	公職の種類、団体の名称・所在地、代表者の氏名、指定年月日	異動事項の新旧(団体の名称・所在地、代表者の氏名)、異動年月日	公職の種類、団体の名称・所在地、代表者の氏名、指定の取消年月日	
	添付書類	宣誓書 (法19④)	宣誓書 (法19④)	宣誓書 (法19④)	

※1 内容に不備があった場合の便宜を図るため、なるべく書類を直接提出してください。

※2 国会議員関係政治団体は5月31日まで

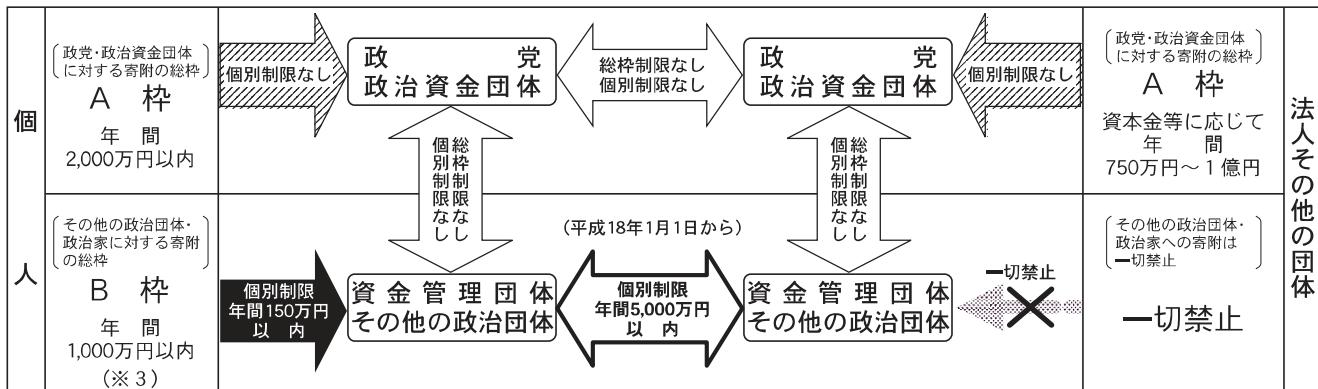
### 〔提出部数〕

- ・主たる活動区域が大分県である団体(県選管届出団体) ..... 1部
- ・主たる活動区域が2以上の都道府県にわたる団体(総務大臣届出団体) ..... 2部

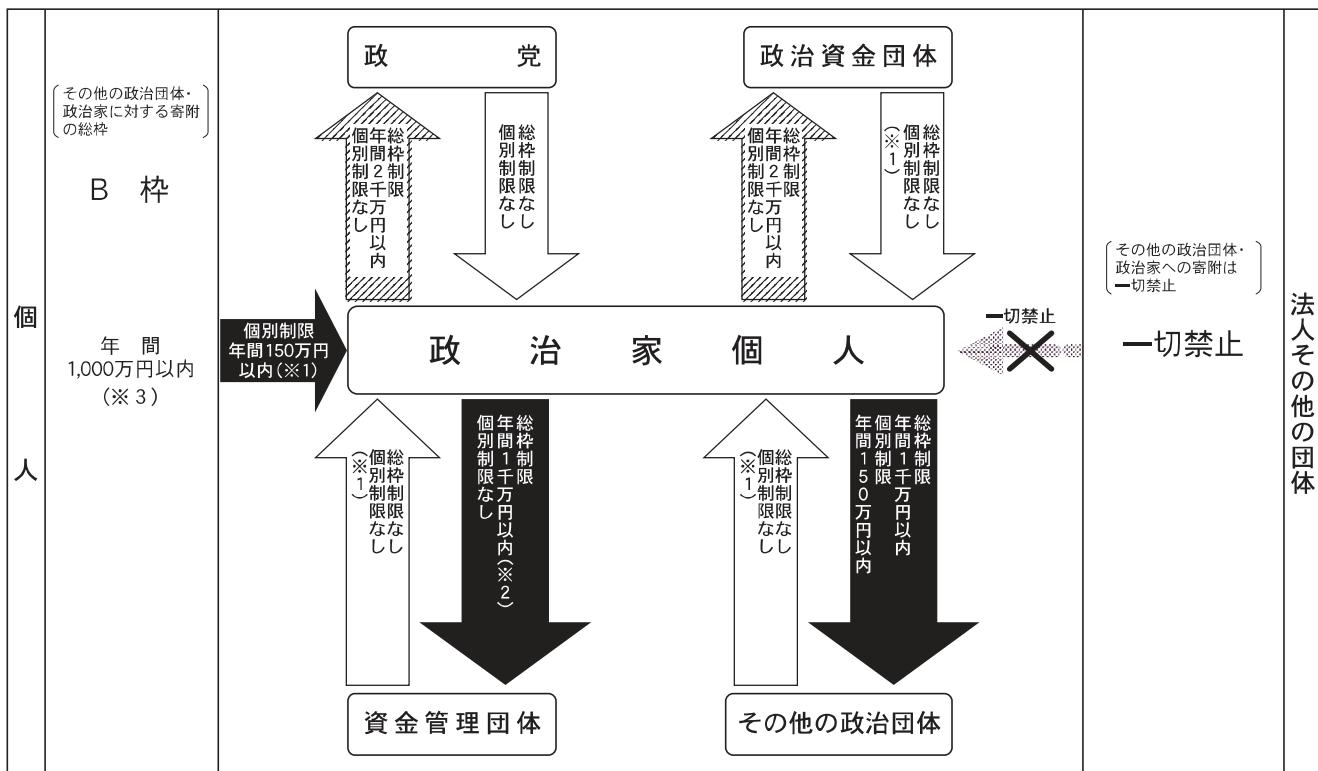
# 政治資金の流れについて

〈参考資料〉

## 1. 政党・政治団体に関する政治資金の流れ



## 2. 政治家個人に関する資金の流れ



〔凡例〕



〔用語の定義〕

総枠制限・・・一の寄附者ができる年間寄附総額の規制  
個別枠制限・・・一の寄附者から一受領者への年間寄附総額の規制

※1 金銭・有価証券による寄附は、選挙運動に関するものを除き、禁止される。

※2 政党から受けた寄附を、自己の資金管理団体に寄附する場合（特定寄附）は、総枠・個別ともに制限なし。

※3 個人が行う寄附のB枠（資金管理団体・その他の政治団体、政治家に対する寄附の総枠）は、「資金管理団体・その他の政治団体に対する寄附」と「政治家に対する寄附」との合計が年間1,000万円以内であること。

〔平成18年1月1日からの改正事項〕

- ① 個々の政治団体（政党・政治資金団体を除く）間の寄附は、年間合計5,000万円以内に制限される。
- ② 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（1,000万円以下の寄附・不動産による寄附を除く）は、口座振込・振替によらなければならない。

